意見書案第26号

中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを 求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成26年12月16日提出

 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを 求める意見書

近年の高齢社会の進行に伴い、老人性難聴者も増加し、70歳以上の約5割以上が難聴だとも言われており、従来からの中途失聴者や難聴者の方を含めると、全国で約600万人の難聴者がおられると言われている。

こうした中途失聴者・難聴者にとって、現在の公職選挙法並びに関係 法令では、参政権の中で最も大切な政見放送での字幕の挿入や個人演説 会での要約筆記が保障されているとは言えないのが現状である。

本年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条においても、「意思疎通」の手段として、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態と定義がされており、公職選挙におけるバリアフリー化の対応が求められるところである。

こうした観点からも、公職選挙において、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会場における手話や要約筆記も選挙運動と理解すべきではなく、あくまで「情報の保障」「聞こえの保障」であると考えるべきである。

よって、国においては下記にあげる事項等を実施できるよう、公職選挙法並びに関係法令を速やかに改正されることを強く要望する。

記

- 1. 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること
- 2. 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月16日

京都府向日市議会